

ケアセンターやごろう苑
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
運営規程

〔事業の目的〕

第1条 医療法人愛誠会が開設するケアセンターやごろう苑（以下「施設」という。）で行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション従業者が、要支援者及び要介護者等に対し、適正な訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

〔運営の方針〕

- 第2条 指定訪問リハビリテーションは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（1）基本理念

私達は利用者様に安心して頂き、「自らも受けたい、家族にも受けさせたい介護」を追求します。

（2）運営方針

- ・介護、福祉、保健の連携を推進し、私達にできる最善のサービスを提供します。
- ・私達は、介護を担うものとして、更なる成長を目指します。
- ・私達は、介護の質を高めるため、健全経営を続けます。
- ・私達は、法令を遵守します。

（3）ケアセンターやごろう苑が大切にしているもの

- ① 人間としての尊重
- ② 自己決定の尊重（納得づく）
- ③ 潤いのある住空間と療養環境

- ④ 個性的（自由）な余暇と、選択肢の豊富さ
- ⑤ 利用者（親族等）とスタッフの生きがいと楽しさ
- ⑥ 利用者（親族等）とスタッフの心の絆
- ⑦ 権利としての福祉（利用者の誇り）
- ⑧ 利用者と地域の世代を越えた交流

〔事業所の名称等〕

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアセンター やごろう苑
- (2) 所在地 曾於市大隅町岩川5515番地

〔従業者の職種、員数、及び職務の内容〕

第4条 施設に勤務する主な従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1名以上	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2名以上	理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なハビリテーション等

〔営業日及び営業時間〕

第5条 事業を行う日及び時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日……月～土
- (2) 営業時間……通常8時30分から17時30分とする。
(電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。)

〔事業の内容〕

第6条 事業の内容は次の通りとする。

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要支援者及び要介護者の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画及び指定介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその親族等に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

〔利用料〕

第7条 施設が事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記された割合でご負担頂きます。

〔通常の事業の実施地域〕

第8条 通常の事業の実施地域は、曾於市を中心とし、鹿屋市、志布志市、大崎町、都城市の区域とする。

〔緊急時における対応方法〕

第9条 訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

〔サービス利用に当たっての留意事項〕

第10条 従業者等への金品等の心付けの禁止。

〔秘密保持〕

第11条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその親族等の秘密を厳守する。又、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその親族等の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

2 施設は、介護サービス提供のため、利用者の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合は予め文書により了解を得るものとする。

〔苦情処理〕

第12条 施設は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者及びその親族等からの苦情を受け付ける為の窓口を設置するものとする。

2 施設は苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すると共に、その解決するための措置を講ずるものとする。

3 利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。

4 指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い市町村及び国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

〔事故発生時における対応方法〕

第13条 施設は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者親族等、居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じる。又、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

〔記録の整備〕

第14条 施設は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
- (2) 介護予防訪問リハビリテーション計画
- (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 介護報酬に係る記録

〔個人情報の保護〕

第15条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドランス等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2 個人情報の取扱に関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

〔虐待防止の措置に関する事項〕

第16条 施設は、利用者の人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講ずる。

- ① 成年後見制度の利用支援
 - ② 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ③ 虐待防止のための指針を整備する。
 - ④ 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
 - ⑤ 虐待の防止のための措置を適切に実施するために担当者を定める。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

〔その他運営に関する重要事項〕

第17条 施設は、事業を提供するのに必要な設備、備品等の衛生管理に留意する。

- 2 施設は、従業者等の資質向上を図るために、研修の機会を定期的に確保し、又業務体制を整備する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年6月12日から施行する。

この改正規程は、平成19年12月10日から施行する。

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成25年6月1日から施行する。

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年8月1日から施行する。

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。